

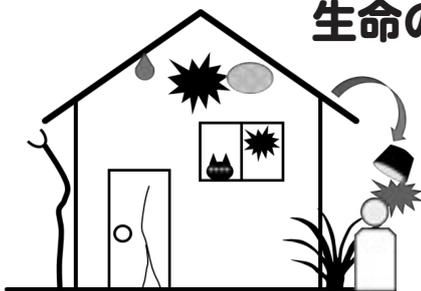
# 適正な空家の管理 をお願いします！

空家の管理は  
所有者・管理者  
の責任です！

空家は所有者や管理者の責任において適切に管理していただくものです。「空屋等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者や管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないと定められています。空家の倒壊により、通行人がけがをした場合、所有者や管理者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

## 生命の危険や損害賠償 に発展する可能性も！

空家の管理不全が原因で隣家に損害を与えたり、近隣住民に危害を及ぼした場合、空家の所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任（民法第717条）を負う可能性があります。



### ◆外壁材等の落下による死亡事故（想定）

被害モデル

- 死亡：11歳男児（小学校6年生）

損害区分		損害額(万円)
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2,100
	葬儀費用	130
	合計	5,630

出典：公益社団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より

## 耐震性のない木造住宅(空き家)の除却(解体)費用を補助します！

家の耐震化を進める主役は、住宅の所有者・居住者である住民のみならずです。倒壊する恐れが高く、空き家状態にある木造住宅は、解体することも管理の一つです。町では、この除却費用の一部を補助します。

### 対象となる木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の木造住宅
- ②朝日町木造住宅耐震診断等事業による耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの又は、町長が耐震性がないと判断したもの

- ③概ね1年以上、人が住んでいない空き家であること

### 補助額

除却（解体）工事費用の23%の額で上限20万7千円（千円未満切り捨て）

### 対象者

空き家の所有者または相続人

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

## ま ち の 話 題

### 桑名三重信用金庫様からデジタルサイネージを 寄贈いただきました

8月8日、桑名三重信用金庫様から創立100周年記念事業における地域貢献の一環として、デジタルサイネージが寄贈されました。

寄贈いただいた2種類のデジタルサイネージは、今後、公共施設等に設置し、町民の皆様への情報発信ツールとして幅広く活用してまいります。



## な ん で も 掲 示 板



### 三重県警察からのお知らせ

三重県暴力団排除条例が改正されました。（令和7年10月1日施行）

#### ●改正点

#### ①暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制【新設】

四日市市内の繁華街を「暴力団排除特別強化地域」に指定。  
同地域における暴力団員と特定営業者（風営店、飲食店等）の間のみかじめ料等の授受を禁止し、罰則を創設。

#### ②暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】

- (1) 周囲200メートルにおける開設・運営が禁止されている保護対象施設へ新たに「都市公園」を追加。
- (2) 都市計画法に規定される用途地域（住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域（工業専用地域を除く））の区域内における開設・運営を禁止し、違反した場合は中止命令を発出。命令に違反した場合の罰則を創設。

#### ③名義利用等の禁止【新設】

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、暴力団員が他人の名義を利用する行為、暴力団員に対し自己又は他人の名義を利用させる行為を禁止し、調査・勧告・公表の対象とする。

詳細は三重県警察ホームページをご確認ください。

[https://www.police.pref.mie.jp/information/bouryoku\\_haizyo.html](https://www.police.pref.mie.jp/information/bouryoku_haizyo.html)

#### ●問い合わせ先

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課  
059-222-0110  
（公財）暴力追放三重県民センター  
0120-31-8930

